

「Pay-easy（ペイジー）」口座振替受付サービス規定

1. 適用範囲

- (1) 当行と預金口座振替に関する契約を締結し、かつ、日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」といいます。）所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等（以下「収納企業」といいます。）もしくは、当該収納企業から委託を受けた法人の受付窓口で、普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）について発行した（はまぎん）キャッシュサービスカード（代理人カードを除きます。）、横浜バンクカード（家族会員カードを除きます。）、その他当行所定のカード（以下「カード」といいます。）を提示して、後記3(1)の預金口座振替の依頼を行うことにより当行の「ペイジ一口座振替受付サービス」（以下「本サービス」といいます。）を利用する場合は、この規定により取り扱います。
- (2) 本サービスが利用できるのは、当該カードの発行されている預金口座（以下「当該口座」といいます。）の預金者本人に限ります。
- (3) なお、本サービスは当行が本サービスに利用することを承認したカードのみ利用できることとします。

2. 利用方法等

- (1) 本サービスを利用するときは、預金者は自らカードを収納企業に設置された本サービスにかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機にカードの暗証番号と必要項目を第三者（収納企業の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 次の場合には、本サービスを利用することはできません。
 - ① 停電、故障等により端末機による取り扱いができない場合
 - ② 収納企業から購入する商品または提供を受ける役務等が、収納企業が預金口座振替による支払いを受けることができないものと定めた商品または役務等に該当する場合
- (3) 次の場合には、カードを本サービスに利用することはできません。
 - ① 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
 - ② カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
- (4) 当行が本サービスを利用することができない日または時間帯として定めた日または時間帯は、本サービスを利用することはできません。

3. 預金口座振替契約等

- (1) 前記2(1)により暗証番号の入力がされたときに、契約が解除されるまでの期間、収納企業から当行に都度送付される請求書記載の金額を、預金者に通知することなく、当該口座から引き落としのうえ支払う旨の契約（本規定において「預金口座振替」といいます。）が成立したものとみなします。ただし、暗証番号の入力後、端末機に預金口座振替依頼の受付確認を表す電文が表示されたときに預金口座振替は成立したものとします。
当行が預金口座振替が成立したものとみなした場合、当行は普通預金取引規定にかかわらず、払戻請求書および預金通帳の提出なしに当該口座より請求書記載の金額を引き落とします。
- (2) 前記(1)にかかわらず、当行所定の手続による預金者の本人確認ができない場合には、当行は預金口座振替を解除できるものとします。
- (3) 収納企業の指定する振替指定日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）において請求書記載金額が当該口座の支払可能金額（当座貸越（総合口座取引による貸越を含みます。）を利用してできる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、預金者に通知することなく、請求書を収納企業に返却します。
また、振替指定日に当該口座からの引き落としが複数あり、その引き落としの総額が当該口座の支払可能金額をこえる場合は、そのいずれを引き落とすかは当行の任意とします。
- (4) 収納企業の都合で、収納企業が預金者に対して割り当てる契約者番号等が変更になったときは、当行は変更後の契約者番号で引き続き取り扱うものとします。
- (5) 預金者は、暗証番号等を入力する前に、端末機の表示および収納機関との間の契約書面等により、本サービス申込内容を確認するとともに、前項により預金口座振替契約が成立した後に端末機から出力される口座振替契約確認書（以下、「確認書」といいます。）を確認するものとし、確認書が自己の意思に沿わない場合には、ただちに確認書記載の問い合わせ先に連絡してください。

(6) 預金口座振替を解除するときは、預金者から当行へ所定の手続により届け出るものとします。なお、この届け出がないまま長期間にわたり収納企業から請求書の送付がない等相当の事由があるときは、当行は預金口座振替が終了したものとして取り扱うことができるものとします。

4. 本サービスの機能を停止する場合

本サービスを利用する機能は、当行所定の方式により当行国内本支店へ申出することにより停止することができます。

当行はこの申出を受けたときは、ただちに本サービスを利用する機能を停止する措置を講じます。この申出の前に生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。

5. 免責事項

(1) 当行が、カードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものとして処理し、入力された暗証番号と届け出の暗証番号との一致を確認して預金口座振替の受け付けをしたうえは、カードまたは暗証番号につき、偽造、変造、盗用、紛失その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。ただし、預金口座振替の受け付けが偽造カードによるものであり、カードおよび暗号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかつたことを当行が確認できた場合の当行の責任については、この限りではありません。

(2) 本サービスについて仮に紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、お客さまと収納機関との間で遅滞なくこれを解決するものとし、当行は一切の責任を負わないものとします。

6. 規定の準用

この規定に定めのない事項については横浜銀行C Dカード規定（以下「カード規定」といいます。）、横浜バンクカード会員規定（以下「バンクカード規定」といいます。）により取り扱います。なお、カード規定の適用については、同規定第17条中に「預金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」とします。また、バンクカード規定の適用については、同規定等第32条中に「預金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」とします。

7. この規定の変更等

この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

以上